

愛媛県教育委員会 6月定例会会議録

- 1 開会の日時及び場所
平成23年 6月9日(木) 午前10時30分
愛媛県庁 第一別館 教育委員室
- 2 委員定数
6人
- 3 出席委員
委員長 松岡義勝 委員 伊藤剛吉 委員 井上弘子
委員 西田真己 委員 関 啓三 教育長 藤岡 澄
- 4 欠席委員
なし
- 5 会議に出席した公務員の職氏名
副教育長 清水 進 管理部長 伊藤 優
指導部長 福本純一 教育総務課長 名智 満
教職員厚生室長 越智和彦 生涯学習課長 橋本健治
文化財保護課長 山本亜紀子 保健体育課長 福田和樹
義務教育課長 越智眞次 高校教育課長 竹本公三
人権教育課長 新谷和志 特別支援教育課長 西原昇次
- 6 会議の概要
 - (1) 開 会
委員長 午前10時30分開会を宣する。
委員長 議事の議案第28号から第31号までの委員の委嘱・任命4件(議案第28号愛媛県社会教育委員の委嘱について、議案第29号愛媛県総合科学博物館協議会委員の任命について、議案第30号愛媛県立図書館協議会委員の任命について及び議案第31号愛媛県美術館協議会委員の任命について)及びその他の協議案件の表彰案件5件については、いずれも人事案件であることから、また、その他の協議案件の平成23年度6月補正予算案について及び教育委員会関係の条例の一部改正案2件については、今後、知事が最終決定をして、県議会に上程される予定の案件であるが、知事による公表がされていないことから、審議を非公開とすることを発議する。
全委員 異議ない旨答える。
委員長 議事の進行上、公開案件を先に審議することについて発議する。
全委員 異議ない旨答える。
 - (2) 5月定例会会議録の承認

委員長 5月定例会会議録の承認について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 承認する旨宣する。

(3) 教育長報告

委員長 報告を求める。

東日本大震災への対応について

教育総務課長 東日本大震災への対応について報告する。

井上委員 児童生徒サポートチームの派遣に関し、今後、夏季休業の期間等を利用して、派遣した養護教諭等が教職員に対し体験を報告する研修を実施する計画があるか質問する。

教育総務課長 各学校や地域において、養護教諭等が教職員や児童生徒に対し体験したことを報告する機会をつくるよう検討してもらっている旨回答する。

教育長 派遣した養護教諭は、既に校内で報告会等を実施しているか今後実施予定であると聞いている旨回答する。

(4) 議事

専決処分の承認

○教職員の報賞について

義務教育課長 死亡した公立中学校教員に対し、愛媛県教職員報賞規程に基づき報賞することについて、愛媛県教育委員会教育長専決規則に基づき専決処分した旨報告し、承認を求める。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 承認する旨宣する。

委員長 以後の案件を非公開とする旨宣する。

○議案第28号 愛媛県社会教育委員の委嘱について

委員長 議案説明を求める。

生涯学習課長 愛媛県社会教育委員である愛媛県PTA連合会副会長の交替に伴い、その後任の委員を、社会教育法第15条第2項の規定により委嘱する原案を説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第29号を上程する。

○議案第29号 愛媛県総合科学博物館協議会委員の任命について

委員長 議案説明を求める。

生涯学習課長 愛媛県総合科学博物館協議会委員である愛媛県PTA連合会副会長の交替に伴い、その後任の委員を、博物館法第21

条の規定により任命する原案を説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第30号を上程する。

○議案第30号 愛媛県立図書館協議会委員の任命について

委員長 議案説明を求める。

生涯学習課長 愛媛県立図書館協議会委員である愛媛県高等学校教育研究会図書部会長の交替に伴い、その後任の委員を、図書館法第15条の規定により任命する原案を説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第31号を上程する。

○議案第31号 愛媛県美術館協議会委員の任命について

委員長 議案説明を求める。

文化財保護課長 愛媛県美術館協議会委員である愛媛県P T A連合会副会長の交替に伴い、その後任の委員を、博物館法第21条の規定により任命する原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

井上委員 議案第28号の愛媛県社会教育委員とこの愛媛県美術館協議会委員の後任の委員は同じ方であるが、愛媛県P T A連合会副会長が複数いる中で、この方に委嘱しようという考え方について質問する。

生涯学習課長 愛媛県P T A連合会には、保護者である副会長が6名いるが、これらの方々を委員に任命する場合には、まず愛媛県P T A連合会から後任者として推薦を受け、愛媛県教育委員会において識見等を検討した上で選任している旨回答する。

委員長 重複して委員をしている方は他にも例があり、やむを得ない旨意見を述べる。

井上委員 愛媛県社会教育委員も愛媛県美術館協議会委員も大事な仕事であるが、いろいろな方に機会を与えるようにしてもらいたい旨意見を述べる。

生涯学習課長 副会長は県等の協議会委員に分担して就任している旨回答する。

西田委員 自分自身が愛媛県P T A連合会副会長を務めていた経験では、副会長は男性3名及び女性3名で構成されていたが、協議会等の委員にはほとんど女性が就任していたので、男女共同参画の

面から、女性が多い協議会などでは是非男性も選任してほしい旨意見を述べる。

生涯学習課長 女性の意見を県政に反映させるため、女性委員の選任が多くなっているが、今後とも適切に選任していく旨回答する。

委員長 公募委員が2名いるが、どれくらいの応募があるのか質問する。

生涯学習課長 協議会によって違いはあるものの、3、4名程度の応募があったと聞いている旨回答する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議事を閉じる旨宣する。

(5) その他

平成23年度6月補正予算案について

委員長 協議題の説明を求める。

副教育長 愛媛県議会6月定例会に提案予定の平成23年度6月補正予算案の教育委員会関係分について、概要を説明する。

委員長 意見を求める。

委員長 東日本大震災児童生徒サポートチーム派遣事業費に関して、派遣する教員15名の選出方法について質問する。

義務教育課長 計画では、5教科の教員を3班に分けて派遣するので15名である旨、及び東予・中予・南予からそれぞれ派遣できるよう募集をしているところである旨回答する。

委員長 対象は中学校となっているが、中学校だけに派遣するのか質問する。

義務教育課長 中学校が中心であるが、午後からは地域の小学校において生活支援活動などを行う予定である旨回答する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

○愛媛県高等学校等修学支援基金条例の一部改正について

委員長 協議題の説明を求める。

教職員厚生室長 高等学校等修学支援基金により行う事業の対象範囲を拡大するため、愛媛県高等学校等修学支援基金条例の一部を改正することについて、概要及び条例案を説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

○教育職員の給与に関する条例の一部改正について

委員長 協議題の説明を求める。

義務教育課長 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、教育職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、概要及び条例案を説明する。

委員長 意見を求める。

委員長 条例改正による影響について質問する。

義務教育課長 職階制は、今後も導入される予定はないことから、今回の改正は何ら影響ない旨回答する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

○平成24年春の叙勲について

委員長 協議題の説明を求める。

教育総務課長 平成24年春の叙勲候補者について、教育功労（6名）及び学校保健功労（1名）の推薦について説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

○平成23年度教育者文部科学大臣表彰について

委員長 協議題の説明を求める。

教育総務課長 平成23年度教育者文部科学大臣表彰の被表彰候補者（3名）の推薦について説明する。

委員長 意見を求める。

委員長 充て指導主事で勤務した期間は学校現場歴に含まれるのか質問する。

指導部長 含まれない旨回答する。

伊藤委員 推薦者はいずれも現職で活躍中の者ばかりであるが、現職の者が表彰されることで間違いはないか質問する。

教育長 例年本県では退職する年に推薦し、表彰を受けている旨回答する。

指導部長 他県においては、退職の年よりも何年か前に表彰を受けている例もある旨回答する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

平成23年度地方教育行政功労者文部科学大臣表彰について

委員長 協議題の説明を求める。

教育総務課長 平成23年度地方教育行政功労者文部科学大臣表彰の被表彰候補者（2名）の推薦について説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

○平成23年度学校保健文部科学大臣表彰について

委員長 協議題の説明を求める。

保健体育課長 平成23年度学校保健文部科学大臣表彰の被表彰候補者（2名）及び被表彰候補学校（1校）の推薦について説明する。

委員長 意見を求める。

井上委員 被表彰候補学校における地域や家庭での具体的な取組について質問する。

保健体育課長 推薦されている学校では、性に関する教育に係る取組の成果が、学校だけではなく、地域やPTAにおいても浸透してきていると聞いている旨回答する。

関委員 選考の際、重視する事項について質問する。

保健体育課長 個人の選考基準においては、これまでの受賞歴や年齢等であり、学校の選考基準においては、どれだけ積極的な活動をしているかを教育事務所を通じて確認し、その内容を重視して評価している旨回答する。

関委員 積極的に活動したことが評価されるということは、学校に対する良い指針になる旨意見を述べる。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

○平成23年度学校安全文部科学大臣表彰について

委員長 協議題の説明を求める。

保健体育課長 平成23年度学校安全文部科学大臣表彰の被表彰候補学校（1校）の推薦について説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

委員長 非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

(5) 閉会

委員長 午前12時00分閉会を宣する。

以上会議のてん末を記録し、相違のないことを証するため署名する。